

# 女川原発訴訟第一審判決

仙台地裁平成六年一月三十一日民事第一部判決

(昭和五六年(ワ)第一八五二号東北電力女川原子力発電所建設工事差止請求事件)

(判例時報一四八二号三頁、判例タイムズ八五〇号一六九頁)

## 〈事実の概要〉

本件訴訟は、宮城県牡鹿郡女川町にある東北電力女川原子力発電所から二〇キロメートルの範囲に住む周辺住民一四名が、右原発の運転中の原子炉(一号機)について運転の差止めを、建設中の原子炉(二号機)について建設の差止めを求めて、東北電力株式会社を相手に提訴したものである。原告は人格権及び環境権に基づき原発の運転・建設の差止めを求めており、電力会社を被告とする民事訴訟の形式が採られている。本件は、昭和五六年に一号機の建設差止めを求めて提訴されたが、その後一号機が運転を開始したために運転差止めを求める請求に変更され、さらに二号機(平成七年七月に運転開始予定)の建設差止めを求める請求が加えられた。

## 〈判旨〉

請求棄却。

一 差止請求権の根拠について。

「個人の生命・身体の安全を内容とする人格権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利といふべきであり、生命・身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき……侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。」「したがって、人格権に基づき本件原子力発電所一号機の運転差止め及び本件原子力発電所二号機の建設差止めを求める本件請求は、民法上請求権としての適格性を有することは明らかであるから、本件訴えは適法といふべきである。」「また、原告らが主張する環境権が実定法上明文の根拠のないことは被告の指摘するとおりではあるものの、権利の主体となる権利者の

の範囲、権利の対象となる環境の範囲、権利の内容は、具体的・個別的な事案に即して考えるならば、必ずしも不明確であるとは即断し得ず、環境権に基づく本件請求については、民法上、請求権として民事裁判の審査対象としての適格性を有しないとはいえないから、本件訴えは適法である。」

二 原子炉施設の安全性の意義について。

「本件原子炉施設においては、放射性物質を環境に放出することのないよう種の対策が講じられているものの、その運転により一定の放射性物質が環境に放出されることは避け難く、「低線量域での被曝線量と晩発性障害及び遺伝的障害発生との間の関係については、未だ解明されていない点はあるものの、認定し得る。」「また、……本件原子炉施設では、基本設計段階、建設段階及び運転段階において種々の安全確保対策が採られているところであるが、他方、原子炉施設も人工の施設である以上、絶対に事故が生ずることはない」と断することはできないことも自明の理である。」「もしも、人間社会において存在する物質・機器・施設等……が、すべて、人間の生命・身体に対する侵害又は侵害の可能性が零でなければならぬとするならば、原子力発電所のみならず……現代社会における文明の利器はそのほとんどがその存在を否定されざるを得ない。」「このような結論が社会通念に反するものであることは

論を俟たないところであり、……電力需給の観点からして、本件原子力発電所の必要性が存在することを考え合わせる」と、原子炉施設に求められる安全性とは、原子炉施設が不可避免的に一定の放射性物質を環境に放出するものであることを前提とした上で、その潜在的危険性を顕在化させないように、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにあると解すべきである。」「およそ人間の生命・身体の安全が最大限の尊重を要する重大な法益であることはいうまでもないが、原子炉施設の運転に伴い放出される放射性物質に起因する放射線による障害の発生の可能性が社会観念上無視し得る程度に小さい場合には、原子炉施設の運転による生命・身体に対する侵害のおそれがあるとはいえないものとして、人格権等の違法な侵害に基づき差止請求は否定されるものと解すべきである。」

三 立証責任について。

「人格権等に基づく原子力発電所の建設又は運転についての差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり、原告らに被害が及ぶ危険性があることについての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり、原告が負うものと解される。」「これを本件に即してみれば、原告らは、①原子力発電所の運転による放射性物質の発生、②

原子力発電所の平常運転時及び事故時における右放射性物質の外部への排出の可能性、③右放射性物質の拡散の可能性、④右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性、⑤右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について、立証責任を負うべきことになる。」「他方、……原告らは、いずれも本件原子力発電所における事故等による災害により、その生命・身体等に直接かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者ということができるのであり、また、本件原子力発電所は平常運転時においても一定の放射性物質を環境に放出することは避け難い。」「右のとおり、原告らは、既に前記①ないし⑤の点について原告らの必要な立証を行っていること、本件原子力発電所の安全性に関する資料をすべて被告の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子力発電所の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある、被告が右立証を尽くさない場合には、本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）される。」

四 結論

「本件原子炉施設の基本設計に係る安全確保対策について検討すると、本件安全審査において……原子力安全委員会の

……判断は……合理性を有するものと解される。そして、……本件原子炉施設は、その基本設計に係る安全確保対策において欠けるところはなと認められらる。」「本件原子炉施設の建設段階及び運転段階における安全確保対策をみても欠ける点は具体的には認められない。」「他の原子力発電所における事故についての調査結果に照らして考えても、本件原子力発電所において同様な事故が発生するおそれがあるということとはできない。」「本件原子炉施設において所要の安全確保対策が講じられている事実を照らせば、本件原子力発電所の平常運転により原告らの生命・身体に社会観念上無視し得る程度を超える放射線による障害が生じる可能性があることを具体的に認めることはできず、また、本件原子力発電所において原告らの生命・身体に対し社会観念上無視し得る限度を超える放射線による障害を及ぼす事故が発生するおそれがあると認めることもできない。」

〈解説〉

一 本件は、原子力発電所の周辺住民が、人格権及び環境権の侵害のおそれを根拠として、原子炉の運転・建設の差止めを求めて提起した民事訴訟である。従来、いわゆる原発訴訟は、原子炉設置許可処分（原子炉等規制法二三条）の取消訴訟として行政事件訴訟の形式で争われることが多かったが、本件訴訟は、事業者たる電力会社を被告とする民事差止訴訟

として最初に提起されたものである。なお、民事差止訴訟で判決が下されたものに、高浜原発訴訟判決（大阪地判平成五・一二・四判時一四八〇号一七頁）がある。

原発の周辺住民が原子炉設置許可処分の取消訴訟を提起した場合には、行政庁が被告となり、原子炉の安全性に関する右行政庁の判断の適法性が争われることになる。そして、原子炉設置許可処分は高度かつ大規模な科学技術の安全性に関する判断を前提とするため、行政庁の専門技術的な判断（裁量）に対する司法審査のあり方が問題となる。行政訴訟の形式による原発訴訟については、伊方原発訴訟（最判平成四・一〇・二九民集四六卷七号一七四頁）及び福島第二原発訴訟（最判平成四・一〇・二九判時一四四一五〇頁）の上告審判決により、原子炉設置許可処分の適法性に関する審理・判断の方法や主張立証責任等の問題に関する最高裁の考え方が示されるに至った（なお、原発の周辺住民に原子炉設置許可処分を争う原告適格が認められるかという本案前の問題につき、高速増殖炉「もんじゅ」に関する最高裁判決（最判平成四・九・二二民集四六卷六号五七一頁）が、原子炉等規制法二四条は周辺住民の生命・身体を個別的利益として保護すべき趣旨を含むことを認めて周辺住民の原告適格を肯定した）。

他方、本件は民事差止訴訟であり、現在まで行政事件訴訟の形式の下に蓄積されてきた原発訴訟を巡る判例・学説と対比して、その意義を論じる必要がある。

本解説は、行政法の項目に含まれ、筆者自身も行政法専攻者であるため、もっぱら右の如き民事差止訴訟と行政訴訟の異同という視点に立つけれども、本件判決について、民事訴訟法及び民法プロパーの検討も期待されるところである。

二 従来、いわゆる原子力訴訟に関して行政訴訟の形式を用いることには、①行政訴訟では原子炉の安全性に係る行政庁の判断が直接の審理の対象となるのに対し、民事差止訴訟では行政判断の瑕疵について周辺住民の生命・身体への侵害との連関という間接的な形で争点となるに留まる、②行政判断を裁量統制の見地から仔細に審理する行政訴訟の方が行政庁の専門技術的な裁量について実効性のある統制が期待できる、といったメリツトが指摘されてきた（高橋滋「科学技術と司法審査」公法研究五二号二〇〇頁）。しかし、原子炉設置許可処分に対する取消訴訟の場合、司法審査の対象が原子炉施設自体の「基本設計」（設置許可段階での安全審査の対象となる）の範囲に限定され、詳細設計及び工事方法（設計及び工事方法の認可段階で規制の対象となる）の問題は除外されるといふ考え方が、最高裁によって採用された。この結果、廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送、温排水の影響、廃炉、マン・マシニング・インターフェイス、応力腐食割れの防止対策の細目等が、司法審査の対象外となった。右の帰結は原子炉等規制法の規制の構造の解釈から導かれ

ており、この解釈自体を批判するというアプローチもあり得ようが、右の点が行政訴訟の形式による原発訴訟における司法審査の限界の一端を示していることは疑いない。

これに対し、民事差止訴訟である本件では、原子炉設置許可処分の段階における安全審査の対象如何という論点は生じず、原告たる周辺住民の生命・身体への危険性の有無にかかわりのある限りで、原子炉の建設・運転に係る全ての問題が司法判断の対象となり得る。実際、本判決では、「基本設計」における安全確保対策の問題に加えて、建設段階・運転段階における安全確保対策について判断されている。また、本判決で「基本設計」の安全性の問題として扱われているものの中には、固体廃棄物・使用済燃料の危険性、廃炉の方法、マン・マシーン・インターフェイスの良好性、応力腐食割れによる配管破断のおそれ等に関する認定が含まれている。このように、本件では、原発の安全性に関する争点が網羅的に争われることとなった（この点につき、高橋滋「行政法の争点（新版）二四七頁」。

三 本判決は、差止請求権の根拠について、人格権と並んで環境権も民法上の審査の対象とする。人格権に対する侵害のおそれが差止請求権の根拠となることは、今日では一般的に肯定されていると思われるが、環境権に関する本判決の判断は一応注目される。もっとも、判決は、環境権が実体法上の差止請求権の根

拠であるかという判断を留保しているし、環境権に基づく差止請求権も「人格権に基づく請求と基本的には同一である」ので原発の危険性の有無についての実体判断へと入るとしており、本判決において環境権に言及されたことの意義は、限定的なものに留まるものと考えられる（この点につき、交告・後掲三九頁）。

四 本判決では、立証責任に関して、原発の安全性の欠如により原告に被害が及ぶ危険性があることの立証責任は原告側にあるとしつつ、原告は右について必要な立証を行っており、さらに、被告への資料の偏在も根拠にして、被告側が安全性に関する立証を尽くさない場合に本件原発の安全性の欠如が「事実上推定（推認）される」と判断している。この点、伊方原発訴訟の最高裁判決における立証責任論を想起させるものがある。但し、伊方判決では、原子炉設置許可処分に係る行政庁の判断に不合理な点がないことについて被告行政庁の主張・立証の必要性を認め、右が尽くされない場合に行政庁の判断の不合理さが事実上推定されるとする。したがって、伊方判決は、あくまでも行政庁の専門技術的裁量のことには留意する必要がある。

また、本判決では、被告に対し「非公開の資料を含む必要な資料の提出」を要求している部分も注目される。判決は、原発の安全性の立証について電力会社側の積極的な協力を要求しているものと思

われる。判決理由中の本件一号機で生じた不具合等を論じた箇所において、被告による具体的データ開示の不十分さが批判されている。さらに、判決理由第九章（本件原子力発電所の必要性）の末尾の箇所でも、被告側の情報提供の不十分さに言及されている。本判決の立証責任論は、主張・立証について事実上被告の責務を加重したに留まるが、安全性の主張・立証について被告電力会社の側に要請される部分は大きいと言えよう（本件に関する文書提出命令について、仙台地決平成五・三・一二判時一四五二号三頁、仙台高決平成五・五・一二判時一四六〇号三八頁）。

五 本判決でも、原子炉施設の基本設計における安全確保対策に関する部分は、原子力安全委員会（昭和五三年法改正前は原子力委員会）における安全審査の方法・内容に即した判断が行われている。すなわち、同委員会の安全審査における安全性判断が合理的根拠に基づくことをまず認定し、同委員会の組織・性格を考慮合わせた上で安全性を推認し、原告側が右の推認を覆すに足りる危険性の主張・立証を行っているか判断する、というパターンで議論が進められている。この結果、基本設計での安全性評価に関する判断は、行政訴訟の場合と実際には類似している。しかし、民事差止訴訟には、行政庁の処分の適法性を直接争う取消訴訟において行政庁の裁量の司法審査の限界が問題になる局面とは構造的な違いがあるので（飯村敏明・平成四年行政関

係判例解説四三〇頁）、本判決でも、被告側による原子炉の安全性に関する主張・立証についてももう少し実体的な審査方法が採られるべきではないか、との疑問もある。少なくとも、なぜ民事訴訟において本判決の如きパターンの審査方法が可能なのか、理論的根拠が示されるべきであろう。また、本判決は、原子炉施設の安全性について、電力需給の観点から、放射線による障害発生の可能性が「社会観念上無視し得る程度に小さい」場合に差止請求に足りる危険性はないとしつつ、右の観点から本件原子炉施設の安全確保対策に欠けるところがないと判断している。民事差止訴訟の場合において、右の判断枠組みで社会的・相対的に許容される安全性（あるいは危険性）の有無を判断する場合、その相対性のゆえに、原発の安全性に疑問を抱く周辺住民にとって説得力のある論証が展開される必要がより大きいのではなからうか。この点からも、被告電力会社側の安全性に係る主張・立証や十分な情報提供が強く要請されると言えよう。

係判例解説四三〇頁）、本判決でも、被告側による原子炉の安全性に関する主張・立証についてももう少し実体的な審査方法が採られるべきではないか、との疑問もある。少なくとも、なぜ民事訴訟において本判決の如きパターンの審査方法が可能なのか、理論的根拠が示されるべきであろう。また、本判決は、原子炉施設の安全性について、電力需給の観点から、放射線による障害発生の可能性が「社会観念上無視し得る程度に小さい」場合に差止請求に足りる危険性はないとしつつ、右の観点から本件原子炉施設の安全確保対策に欠けるところがないと判断している。民事差止訴訟の場合において、右の判断枠組みで社会的・相対的に許容される安全性（あるいは危険性）の有無を判断する場合、その相対性のゆえに、原発の安全性に疑問を抱く周辺住民にとって説得力のある論証が展開される必要がより大きいのではなからうか。この点からも、被告電力会社側の安全性に係る主張・立証や十分な情報提供が強く要請されると言えよう。

〈参考文献〉

本判決の評釈として、交告尚史・ジュリスト一〇四九号三九頁、河野弘矩・判例評論四二七号三五頁（判例開報一四九七号一八一頁）がある。

橋本博之（はしもとひろゆき） 立教大学教授